

お答えします。

「夢・未来を語ろう
まちづくりトーク」
町の将来を考える
市町村合併から

町では、広聴事業の一環として、住民とともにまちづくりを考える『夢・未来を語ろうまちづくりトーク』を開催しています。

8月27日、「まちの将来を考える市町村合併」をテーマに、『夢・未来を語ろうまちづくりトーク』を開催し、昼の部、夜の部の2回開催で、参加住民45名から色々なご意見ご質問が出されました。

その中で、『合併する・しないは、住民の皆さんが決めることと言われても、どうしたらいいのか、わからない。この資料に住民発議と書かれているがもっと詳しく説明してほしい』のご質問がありました。町としても知っている範囲でお答えしましたが、今回「住民発議制度」について詳しくお知らせします。

なお、『夢・未来を語ろうまちづくりトーク』で出されたご意見やアンケート結果のご意見ご要望については、広報かみふらの10月号でお知らせします。

自主的な 市町村合併の進め方

①住民発議
住民がきっかけとなる場合
法定合併協議会の設置を
住民が市町村長に請求します。
市町村の有権者の1／50以上の署名が必要。

①事前協議
市町村がきっかけとなる場合
合併の検討を行う事実上の
話し合いです。合併研究会や
任意の合併協議会といった組
織がつくられる場合が多い。

②法定合併協議会の設置

設置には全ての関係市町村議会の議決が必要
合併を行うこと自体の是非を含めて、合併についてあらゆる事を正式に話し合う場所です。
合併の方向が決まると、新市町村のまちづくり計画とその実現方法を「市町村建設計画」にまとめます。
話し合いの結果の主要な部分は、通常「合併協定書」といった形にまとめられます。

③市町村合併の議決

合併協定書に基づき、関係市町村の議会が、合併の議決をします。

④北海道議会の議決と知事の決定

北海道議会の議決後に北海道知事が市町村合併の正式決定を行います。
市を含んだ合併や市になる合併の場合には、総務大臣への協議と同意が必要となります。

⑤知事への申請

全ての市町村長から知事へ合併の申請を行います。

⑥総務大臣への届出と総務大臣の告示

総務大臣の告示によって市町村合併の効力が発生し、新市町村が誕生します。

『住民発議制度』とは

有権者は、50分の1以上の署名を持ってその代表者から市町村の長に対して、合併の相手方となる市町村を示し、合併のための検討の場となる合併協議会を設置するよう請求することができます。

請求の手続きには、①1つの市町村で請求が行われる場合(合併特例法第4条)、②複数の市町村で同じ請求が行われる場合の2つの方式があります。

複数の自治体が合併するか・しないか、合併するとしたらどのような方法で合併するか、新しいまちをどのようにつくっていくのかを相談する「法定合併協議会」の設置には、市町村がきっかけになる場合と、住民がきっかけとなり法定合併協議会の設置を請求する場合があります。
左のフローチャートでは、1つの町の住民の代表が合併する市町村を指定して、有権者の50分の1の署名を集めて市町村に請求する「住民発議」の場合について、住民発議後、法定合併協議会が発足されるまでの手続きの方法と流れを例示しています。

住民発議 フローチャート

A町の住民代表が、有権者の50分の1の署名を集めてA町長に提出しました。
(内容は、A町・B町・C村との法定合併協議会の設置の請求です。)

請求代表者は、A町選挙管理委員会に文書で請求代表者である旨を届け出ます。
A町選挙管理委員会が、請求代表者証明書を交付した旨の告示があった日から1か月以内に署名を集め終えなければならない。

A町請求者代表



A町

請求

A町長



- 請求があった場合、A町長は、
- ①直ちに請求の旨を公表しなければならない。
 - ②相手方の市町村長に意見をもとめた旨を北海道知事に報告しなければならない。

照会

A町長

回答90日以内

B町長

C村長

B町とC村に協議会の設置について、議会で検討するかどうか、B町長・C村長に意見を求めます。

- 回答があった場合、A町長は、
- ①直ちに回答結果をB町長・C町長・請求代表者に通知しなければならない。
 - ②回答結果を公表し、北海道知事に報告しなければならない。

B町・C村の両方で、「議会で審議します」の回答がA町にあった場合

B町・C村のどちらかでも、「議会で審議しない」の回答がA町にあった場合

合併協議会は設置されない

A町・B町・C村の議会で合併協議会を設置するかどうか審議する。

A町・B町・C村の議会で協議会設置**賛成**

合併協議会は設置される

A町議会が**反対**、B町・C村の議会で協議会設置**賛成**

A町長が住民投票請求

A町長が住民投票を請求しない場合、A町の有権者の6分の1以上の署名を集めて住民投票の請求

住民投票

協議会賛成に過半数が**賛成**

合併協議会は設置される

協議会賛成に過半数が**反対**

合併協議会は設置されない

A町長も住民代表も住民投票の請求をしない。

B町・C村の議会のどちらか、または、両方が協議会設置**反対**

合併協議会は設置されない

請求代表者が町長に提出する署名簿



合併の方向に決まれば、右図③～⑥の順に進められます。

住民発議後、法定合併協議会を設置するまでの流れ